

危険な空き家の 除却費用を 補助します！

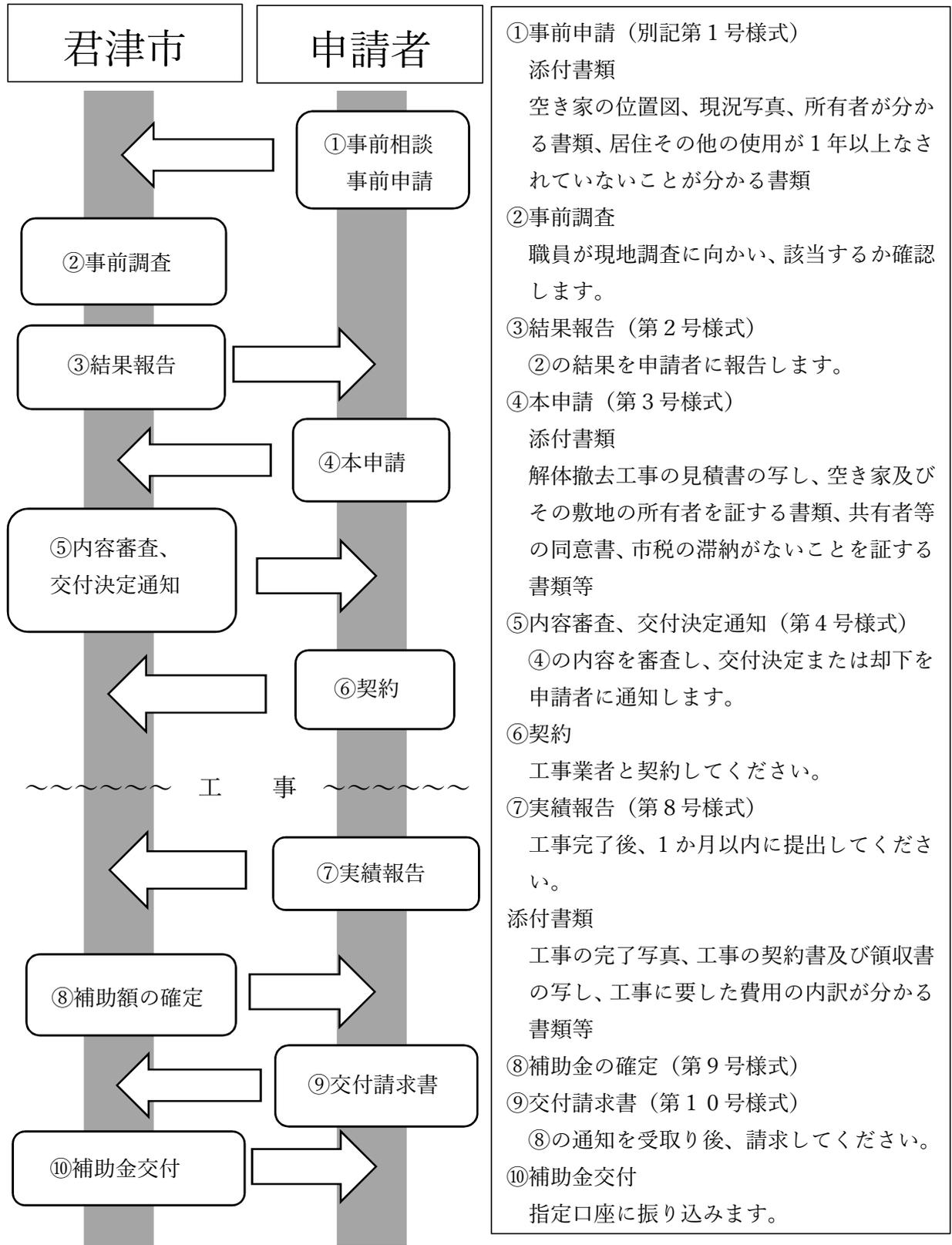


・君津市空き家解体撤去補助金

老朽化等により放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家を解体する方に対し、一部補助します。

申請	令和7年4月1日から（土日祝を除く） 予算の上限に達した時点で、受付を終了します。
対象の空き家 （すべての条件を満たす空き家）	<ul style="list-style-type: none">・個人が所有する一戸建て住宅であり、1年以上使用されていないこと（電気、水道、ガスのいずれかで証明）・空家法第2条第2項に規定する特定空家等又は住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であること・売買または賃貸をする目的で所有・管理をしていないこと・故意に破損していないこと
対象者 （全部の条件を満たす方）	<ul style="list-style-type: none">・所有者等（法定相続人含む）または所有者等から委任を受けている者・所有者等が2人以上存在する場合、全員の同意を得ていること
対象工事 （全部の条件を満たす工事）	<ul style="list-style-type: none">・補助金の交付決定前に工事請負契約を締結した工事でないこと・当該年度の1月31日までに工事完了予定であること・市のほかの制度による補助金または助成金を受けていないこと
補助金額	最大80万円 補助対象工事費用の2分の1に相当する額（千円未満は切り捨て）
注意点	交付申請前に事前調査が必要です。 <u>必ず、工事業者と契約する前に申請してください。</u>
窓口	君津市役所 建設部建築課 君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1621

補助金交付までの流れ



- ①事前申請（別記第1号様式）
添付書類
空き家の位置図、現況写真、所有者が分かる書類、居住その他の使用が1年以上なされていないことが分かる書類
- ②事前調査
職員が現地調査に向かい、該当するか確認します。
- ③結果報告（第2号様式）
②の結果を申請者に報告します。
- ④本申請（第3号様式）
添付書類
解体撤去工事の見積書の写し、空き家及びその敷地の所有者を証する書類、共有者等の同意書、市税の滞納がないことを証する書類等
- ⑤内容審査、交付決定通知（第4号様式）
④の内容を審査し、交付決定または却下を申請者に通知します。
- ⑥契約
工事業者と契約してください。
- ⑦実績報告（第8号様式）
工事完了後、1か月以内に提出してください。
添付書類
工事の完了写真、工事の契約書及び領収書の写し、工事に要した費用の内訳が分かる書類等
- ⑧補助金の確定（第9号様式）
- ⑨交付請求書（第10号様式）
⑧の通知を受取り後、請求してください。
- ⑩補助金交付
指定口座に振り込みます。